

平成29年度

小型実証プラントを活用した資源循環利用システムの実践的検討業務

委託契約書

石垣市

委託契約書

石垣市長 中山 義隆 (以下「甲」という。)と ○○○○○○○○○ (以下「乙」という。)
とは、小型実証プラントを活用した資源循環利用システムの実践的検討業務に関し、次の
条項により委託契約を締結する。

(業務委託)

第1条 甲は、小型実証プラントを活用した資源循環利用システムの実践的検討業務 (以
下「委託業務」という) の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(処理の方法)

第2条 乙は、当契約書及び別紙「小型実証プラントを活用した資源循環利用システム
の実践的検討業務仕様書」(以下「仕様書」という) に基づき、委託業務を処理し
なければならない。

2 乙は前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示をうけるもの
とする。

(実施計画書)

第3条 乙は、委託業務を実施するに当たって、この契約締結の日から10日以内に様
式第1号により実施計画書を提出するものとする。

(委託期間)

第4条 委託期間は、契約締結の日から平成30年3月20日までとする。

(委託料)

第5条 この委託事業の委託料(以下「委託料」という。)の額は次のとおりとする。

金○○○○○○○○円

(うち消費税額及び地方消費税額 金○○○○○○○○円)

注「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定
並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき算出したもの
で、契約金額中課税分に108分の8を乗じて得た額である。

2 乙は、委託料を委託事業に要する経費以外に使用してはならない。

(契約保証金)

第6条 乙は、契約保証金として○○○○円を納付しなければならない。ただし、石垣市
財務規則114条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

(再委託について)

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせて
はならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又
は請負わせてはならない。

3 乙は、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は
請け負わせてはならない。

- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに様式第2号による再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。
ただし、「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。
この行為により乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託事業の実施状況、委託料の使途、その他必要な事項について報告を求め、または実地調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

第9条 甲は、この委託業務の契約締結後の事情により、委託業務の一部を変更することが出来る。

- 2 前項の変更により、委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の中止並びに変更)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により、委託契約の解除又は一部変更を行ったときは、第9条第2項の規定に準じて清算するものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、その責に帰する事由により、委託業務の実施に際し甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、もしくは変更し、または既に支払った委託料の全部もしくは一部の返還を求めることができるものとする。

- (1) 乙がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
 - (2) 乙が委託契約期間内に委託事業を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 乙が契約書及び仕様書に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除等によって生じた乙の損害については、その賠償の責任を負わないものとする。

(実績報告書の提出)

第 13 条 乙は委託業務完了後 10 日以内、もしくは平成 30 年 3 月 30 日のいずれか早い日までに、様式第 3 号により委託業務についての実績報告書を甲に提出しなければならない。

(著作権及び出版権等)

第 14 条 乙が、この委託により取得した著作権等は、甲に属するものとする。

(委託料の確定)

第 15 条 甲は、前条に規定する実績報告書に基づき支払いすべき委託料の額を確定し、委託業務完了後に乙に通知するものとする。

(委託料の支払い)

第 16 条 甲は、前条の規定により委託金の額を確定した後において、乙の提出する様式第 4 号による精算払請求書により委託金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が委託業務の完了前に委託業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、様式第 5 号による概算払請求書を提出することができ、甲は、適当と認めたときこれを支払うことができる。

(機密の保持)

第 17 条 甲及び乙は、委託業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(帳簿等の整備及び保存)

第 18 条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を整備し、委託業務終了後 5 年間保存しなければならない。

(補 足)

第 19 条 この契約書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

この契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 29 年〇月〇日

甲 石垣市美崎町 14 番地

石垣市長 中山 義隆

乙 ○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○

(様式第 1 号)

番 号
平成 年 月 日

石垣市長 中山 義隆 様

名 称
代表者名 印

平成 年度
小型実証プラントを活用した資源循環利用システムの実践的検討業務委託
実施計画書

上記の委託業務について、契約書第 3 条の規定に基づき下記のとおり実施計画を提出します。

記

- 1 事業内容
- 2 事業の実施方法
- 3 事業の実施体制
- 4 事業工程

(様式第 2 号)

番 号
平成 年 月 日

石垣市長 中山 義隆 様

名称
代表者氏名
印

平成 2 9 年度
小型実証プラントを活用した資源循環利用システムの実践的検討業務
に係る再委託承認申請書

契約書第 7 条に基づき下記のとおり再委託したいので承認願います。

記

契約金額	
契約年月日	
履行期限	
再委託を予定する 業務	
再委託予定額	
再委託先	企業名 代表者名 住所 連絡先
再委託予定期間	
再委託の必要性	
再委託先選定理由	

(様式第 3 号)

番 号
平成 年 月 日

石垣市長 中山 義隆 様

名 称
代表者名 印

平成 年度
小型実証プラントを活用した資源循環利用システムの実践的検討業務委託
実績報告書

上記の委託業務の実績について、契約書第 13 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 受託年月日及び金額
- 2 実施した委託業務の成果
- 3 委託業務に要した経費

支出総額

区 分	委託契約額	精算額	差引額
小型実証プラント を活用した資源循 環利用システムの 実践的検討業務			

- 添付書類 (1) 収支清算書及び支出済額明細書
(2) 業務委託等の経過又は成果を称する書類
(3) その他参考となる書類

(様式第4号)

平成 年 月 日
番 号

石垣市長 中山 義隆 様

名 称
代表者名

印

平成 年度
小型実証プラントを活用した資源循環利用システムの実践的検討業務委託
精算払請求書

上記の委託料について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

(単位は円とし、算用数字を用いること。)

内 訳

(1) 契 約 額	円
(2) 確 定 額	円
(3) 概算払受領額	円
(4) 今回請求額	円

2. 振込先

(金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。)

(様式第5号)

平成 年 月 日
番 号

石垣市長 中山 義隆 様

名 称
代表者名

印

平成 年度
小型実証プラントを活用した資源循環利用システムの実践的検討業務委託
概算払請求書

上記の委託料について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

(単位は円とし、算用数字を用いること。)

内 訳

(1) 契 約 額	円
(2) 概算払受領額	円
(3) 今回請求額	円
(4) 残 額	円

2. 振込先

(金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。)

3. 概算払を請求する詳細理由